

高根沢町建築物耐震改修促進計画 (三期計画)

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

令 和 3 年
高 根 沢 町

はじめに

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災による被害を教訓として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。本町では平成20（2008）年度より、耐震改修促進法に基づく「高根沢町建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

その結果、多数の者が利用する建築物と防災上重要な町有建築物の耐震化は一定程度進んでいますが、民間の住宅・建築物の耐震化が遅れており、地震に対する安全性の確保が急務となっています。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災や、平成30（2018）年6月に発生した大阪府北部地震では、天井やブロック塀等の脱落・倒壊などによる人的被害も発生し、柱や梁以外の非構造部材を含めた、総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していると指摘される中、本町の耐震化施策をより実効性の高いものとするため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）及び「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」（以下「県計画」という。）に基づき、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「高根沢町建築物耐震改修促進計画（三期計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、町民のより一層の安全・安心の確保に努めます。

目 次

第1章 計画の目的等

1. 計画の目的 1
2. 計画の位置づけ 1
3. 計画期間 2
4. 耐震改修促進法の改正等 2

第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等

1. 地震被害の想定及び減災効果 3
2. 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題 6
3. 住宅・建築物の耐震化の目標 8

第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1. 基本的な取組 11
2. 住宅の耐震化の促進 12
3. 建築物の耐震化の促進 14
4. 地震時の被害を軽減するための安全対策 15

第4章 計画の推進に向けて

1. 推進体制 16
2. 計画のフォローアップ 16
3. 法に基づく指導・助言等 16
4. その他関連施策の推進について 16

資料編

第1章 計画の目的等

1. 計画の目的

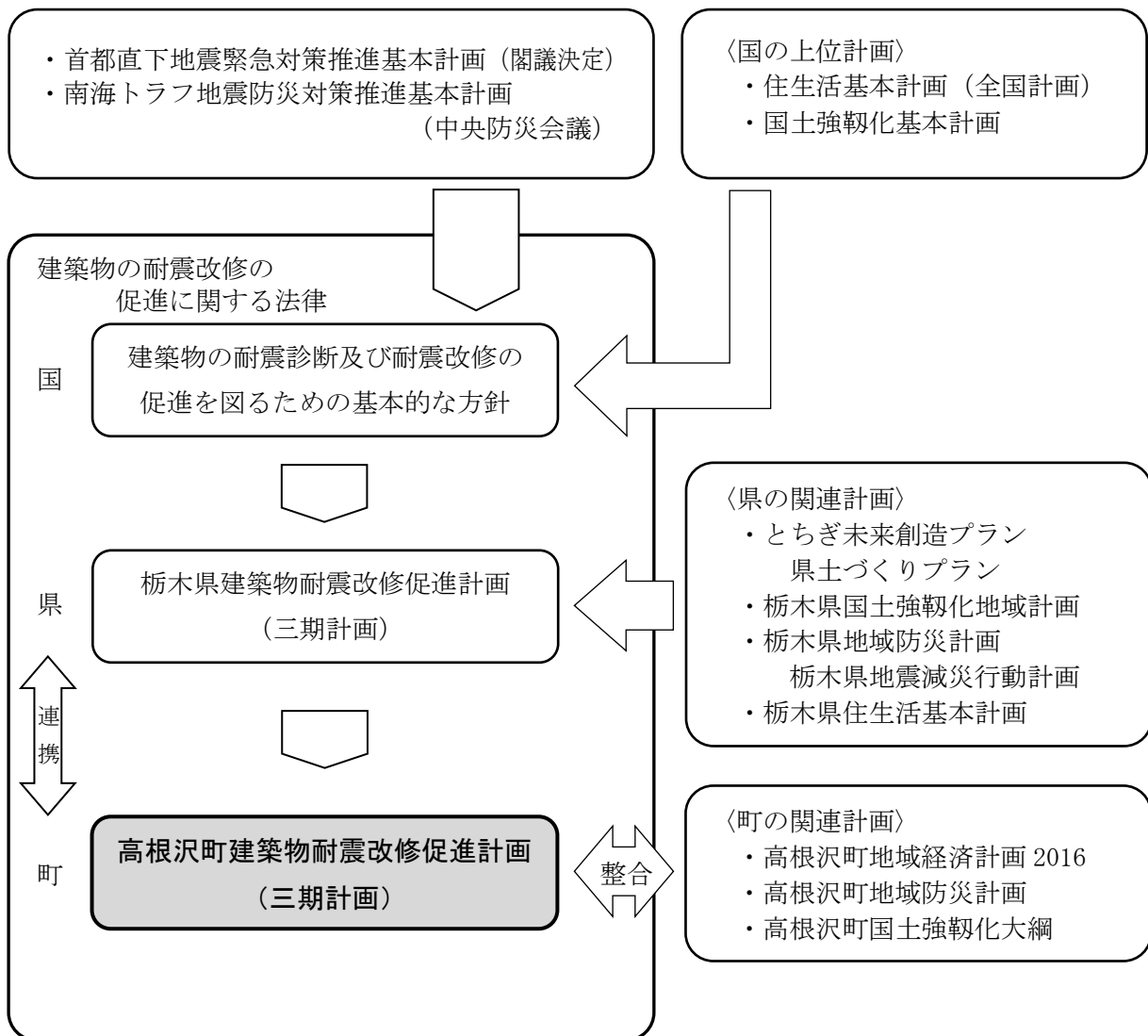
本計画は、町内における住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することにより、町民の生命や財産を保護することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法の規定による法定計画として、国の基本方針及び県計画に基づき、平成28(2016)年度から令和2年度を計画期間とした二期計画を見直し、三期計画として定めたものです。

また、計画の策定及び施策等の実施に際しては、町政運営の基本的な方向性を示す総合計画「高根沢町地域経済計画2016」及び本町の防災対策の基本となる「高根沢町地域防災計画」(令和2年10月改定)等と整合を図ります。

耐震改修促進計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

4. 耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成25（2013）年11月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成30（2018）年6月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のための政令改正等がなされました。

規制強化の主な内容は、以下のとおりです。

- ・一定規模以上の多数の者が利用する建築物等^{※1}の耐震診断の実施と所管行政庁^{※2}への結果報告の義務付け
- ・一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- ・全ての既存耐震不適格建築物^{※3}の耐震化の努力義務
- ・建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- ・所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- ・区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

※1 耐震改修促進法第14条により定義される建築物。所有者等は耐震診断や耐震改修等の実施に努めなければならない。また、一定規模以上の建築物は耐震診断の実施とその報告が義務化された。資料編（資料2、資料3）参照

※2 原則、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長、その他の市町村又は特別区の区域内については都道府県知事（栃木県においては、県のほか宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、及び那須塩原市が該当）

※3 昭和56（1981）年5月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないもの。

第2章 住宅・建築物の耐震化の目標等

1. 地震被害の想定及び減災効果

(1) 過去の主な地震被害

近年、本県及び本町に被害を及ぼした主な地震は、以下のとおりです。

地震による被害の発生頻度は低いものの、過去には大規模地震による被害が発生しています。

特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、本町でも負傷者8名のほか、多くの住宅で全壊・半壊・一部損壊など直接的な被害を受けました。

本県及び本町に被害を及ぼした主な地震

西暦(和)	地震名	震災地	マグニチュード	主な被害
1923年9月1日 (大正12年)	関東地震 (関東大震災)	関東南部	7.9	県内の最大震度5。負傷者3人、家屋全壊16棟、半壊2棟。
1949年12月26日 (昭和24年)	今市地震	今市地方	6.2 (8時17分) 6.4 (8時24分)	今市を中心に被害。死者10人、住家全壊290棟、半壊2,994棟、一部破損1,660棟。
2011年3月11日 (平成23年)	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	東北から関東東北部の太平洋沿岸	9.0	死者4人、負傷者133人、住家全壊261棟、住家半壊2,118棟(平成26年9月10日現在、消防庁調べ)。 本町においては、最大震度6強の揺れが発生し、負傷者8名、住宅の全壊7棟、半壊717棟、一部損壊2,715棟。
2013年2月25日 (平成25年)	栃木県北部地震	日光	6.2	人的被害無し。温泉施設一部破損6棟。

出典：栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）及び高根沢町地域防災計画より抜粋

(2) 想定される今後の地震の規模、被害状況

「高根沢町地域防災計画」では、本町においても甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として、以下のとおり「県庁直下に震源を仮定した地震」を想定し、その被害を予測しています。

ア 想定条件

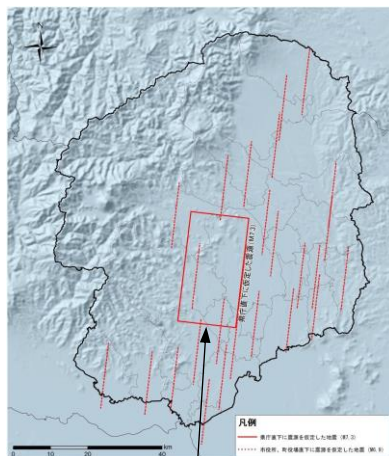
想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
県庁直下に震源を仮定した地震	M7.3	約 30km	15km

イ 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくる事が考えられるため、以下のケースを設定しています。

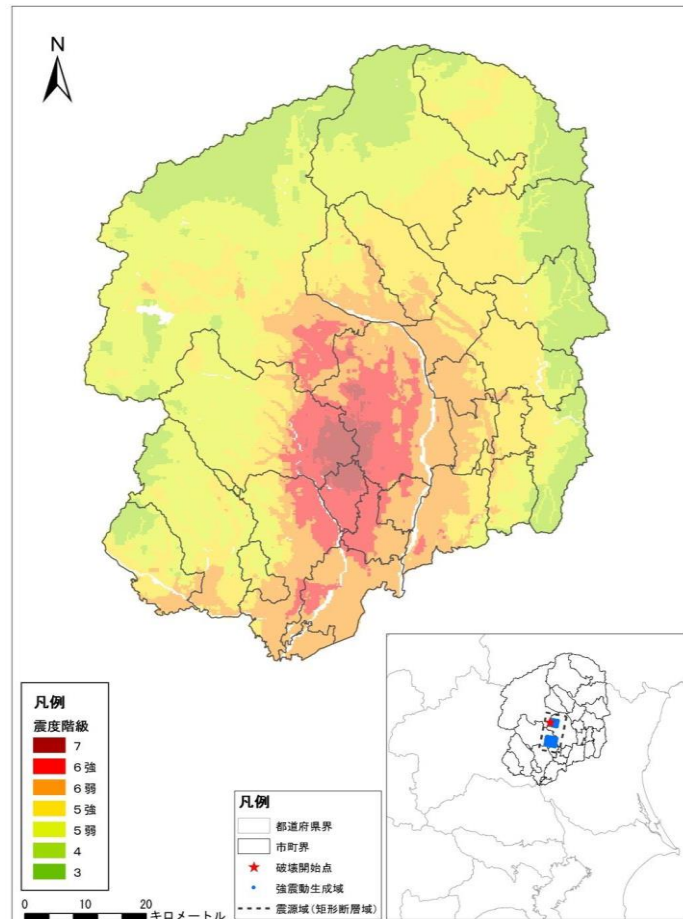
冬深夜	多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。
夏 12 時	オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。木造建築物内滞留人口は、1 日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
冬 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

想定震源の位置図



発生を想定する
「県庁直下型地震」

震度分布図



ウ 想定される被害の状況

県が平成 25 (2013) 年に実施した地震被害想定ของデータを使用して、計測震度、建物被害について次のとおり予測しています。

建物被害 (県全域) (単位: 棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災*	合計
	798	61,921	68	8,025	70,812

※冬・夕方 18 時: 10m/s

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

人的被害* (県全域) (単位: 人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	3,829	6	92	3,926
負傷者数	31,989	7	85	32,081
うち重傷者数	6,719	4	24	6,746

※冬・夕方 18 時: 10m/s

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある

想定される、本町の被害等は次のとおりです。

- (1) 全半壊棟数・全壊 170 棟、半壊 1,434 棟
- (2) 死亡者数……10 人 (深夜発災ケース)

※栃木県が県庁直下型地震を想定したものの中で、本町における最大値の被害を算出したものです。

※高根沢町地域防災計画より抜粋。

2. 住宅・建築物の耐震化の現状及び課題

第二期計画（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）で設定した、耐震化を推進する建築物の種別と目標及び実績は、以下のとおりです。

耐震化の状況

種 別	耐震化率		
	H27 年度末 実績 ^{※4}	R2 年度末 目標	R2 年度実績 実績
住 宅	73%	95%	75%
多数の者が利用する建築物	91%	95%	92%
学 校	100%	100%	100%
病院・診療所	75%	100%	75%
賃貸共同住宅	100%	100%	100%
防災上重要な町有建築物	93%	100%	93%

（1）住宅

耐震性を有する住宅が約 568 戸増加したことなどから、耐震化率が 73%から 75%となりました。^{※5} その多くは建替えや新築によるものです。

令和 2（2020）年度の耐震化率の目標である 95%を達成できなかった要因として、耐震化すべき住宅が築後 35 年を経過していることに加え、居住者の年齢や家族構成が変化していること等が考えられます。県が実施したアンケート結果^{※6}では、築年数とともに居住者が高齢化し、限られた収入から耐震化に係る費用を捻出することが困難であることや、改修・建替え後に住み続ける子や孫世帯がいないこと等により、住宅への投資を控えるという回答が見受けられました。また、耐震性が不足する住宅の減少や新築住宅の増加が当初の想定よりも少なく、建替えによって耐震化される住宅が想定よりも少なかったものと考えられます。

予算や家族構成により、やむを得ず住宅を耐震化できない場合に、居住者が家屋の倒壊から命を守る手立てがないことは問題です。一方、大阪府北部地震の事故では、危険なブロック塀等を存置することが、通行者への危険因子となることが顕在化され、本町においても、これらへの対策も課題と考えられます。

今後の町民の安心・安全のためには、これらの課題を踏まえた住宅の耐震化を促進していくことが必要です。

（2）多数の者が利用する建築物

耐震性を有する建築物が 3 棟増加したことなどにより、耐震化率は 91%から 92%となりました。^{※7} 第二期計画で設定した耐震化率目標は達成出来ておらず、耐震性が不足する多数の者が利用する建築物が、まだ存在している状況であり、耐震化の促進は喫緊の課題です。

※4 対象施設の一部見直しにより、H27 年度末実績値を再算出

※5 固定資産関係資料に基づく推計値
数値には町営、県営の公共住宅を含む

※6 住宅の耐震普及ローラー作戦において実施した、県による耐震改修等に関するアンケートの結果

※7 固定資産関係資料及び町有建築物一覧等により算出

(3) 防災上重要な町有建築物

令和2（2020）年度末の耐震化率は93%となっておりますが、まだ耐震化が必要な施設が7棟あります。^{※8} 災害時の拠点施設としての機能を確実に確保するため、耐震化の実施に至っていない防災上重要な町有建築物については、引き続き耐震化を図る必要があります。

※8 町有建築物一覧により算出

3 住宅・建築物の耐震化の目標

(1) 国の基本方針及び県の目標

国では、平成 30 年住宅・土地統計調査の結果から、平成 30 (2018) 年時点の全国の住宅の耐震化率を 87%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和 2 (2020) 年度までの耐震化率目標 95%の目標達成は困難であるとの見方を示しており、令和 2 (2020) 年度の耐震化率目標を 5 年間スライドし、令和 7 (2025) 年度までに 95%にすることを目標とするとともに、令和 12 (2030) 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、住宅以外の建築物については、多数の者が利用する建築物のうち、耐震性が不足する建築物を、令和 7 (2025) 年度までにおおむね解消することを目標としています。

県においても、耐震化の現状や国の目標を踏まえ、令和 12 (2030) 年度末までに耐震性が不足する住宅や建築物をおおむね解消することを目指し、今後 5 年間の目標として「住宅の耐震化率 95%」「多数の者が利用する建築物の耐震化はおおむね解消」とすることとしています。

(2) 本町の目標

本町においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最小化させ、町民の安全・安心を確保することとします。

そのため、耐震化の現状や国・県の目標を踏まえ、令和 7 (2025) 年度末までの目標を以下のとおり設定します。

耐震化の目標

種 別	耐震化率現状 令和 2 (2020) 年度末	令和 7 (2025) 年度目標
住 宅	75%	95%
多数の者が利用する建築物	92%	おおむね解消
防災上重要な町有建築物	93%	100%

ア 住宅

今後、建替え等により、令和 7 (2025) 年度の耐震化状況は、約 11,760 戸の総戸数のうち、耐震性が不足する住宅が約 2,630 戸残り、耐震化率は約 78%になると推計されます。計画期間中はさらに 2,040 戸の耐震化を促進し、耐震化率を 95%とすることを目標とします。

イ 多数の者が利用する建築物の耐震化

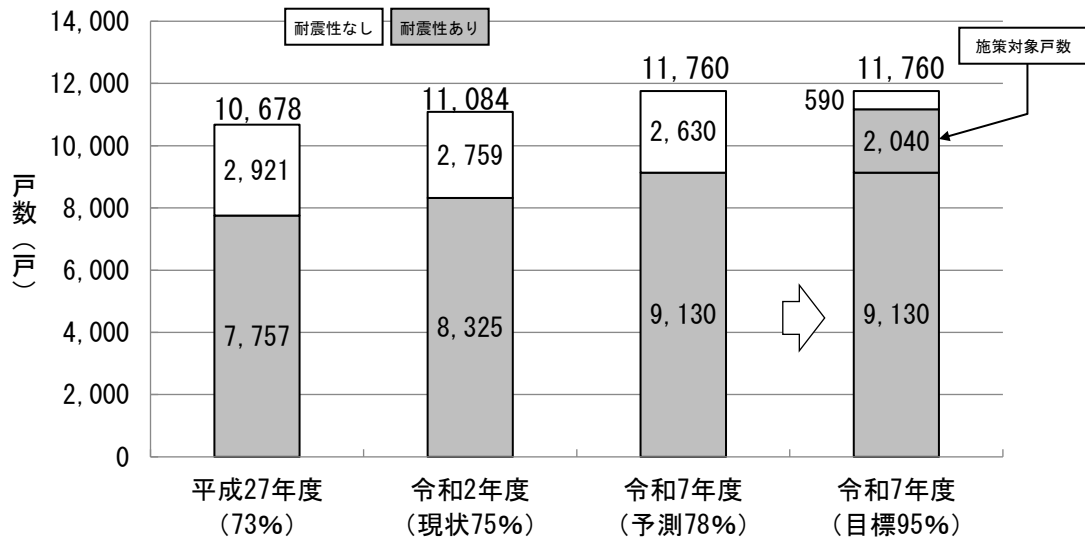
今後、建替え等により、令和 7 (2025) 年度の耐震化率は約 92%になると推計されます。計画期間中はさらに 6 棟の耐震化を促進し、耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

ウ 防災上重要な町有建築物の耐震化

計画期間中において、耐震性が不十分な防災上重要な町有建築物をすべて耐震化することとし、目標を 100%に設定します。

(参考)

1. 住宅の耐震化の現状、予測及び目標

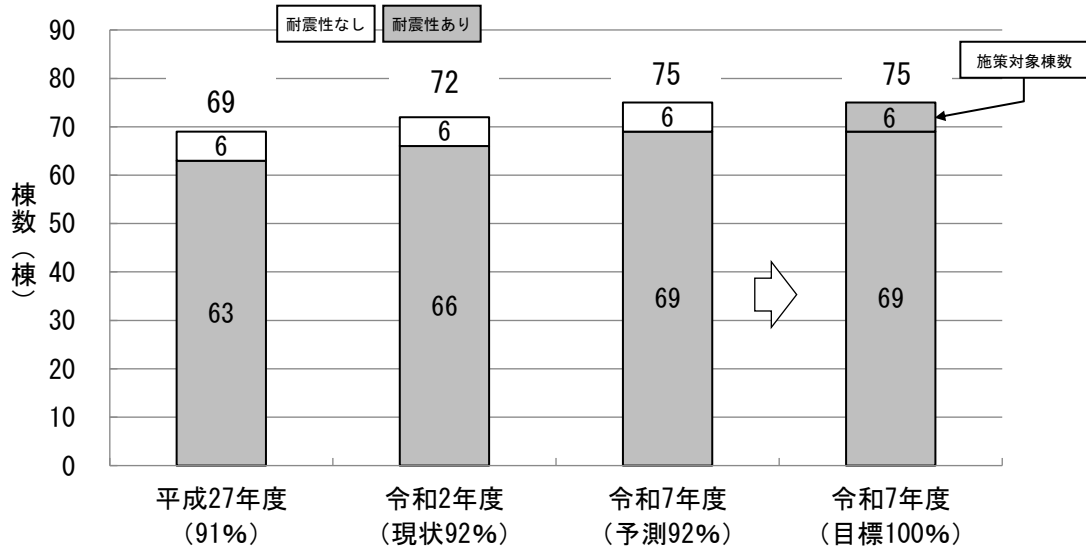


令和7(2025)年における、居住世帯のある住宅総戸数見込みは約11,760戸で、耐震性を有する住宅戸数は、約9,130戸になると推計されます。

住宅の耐震化率＝

$$(\text{居住のある住宅のうち耐震性を有する住宅の戸数}) \div (\text{居住のある住宅の総戸数})$$

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、予測及び目標

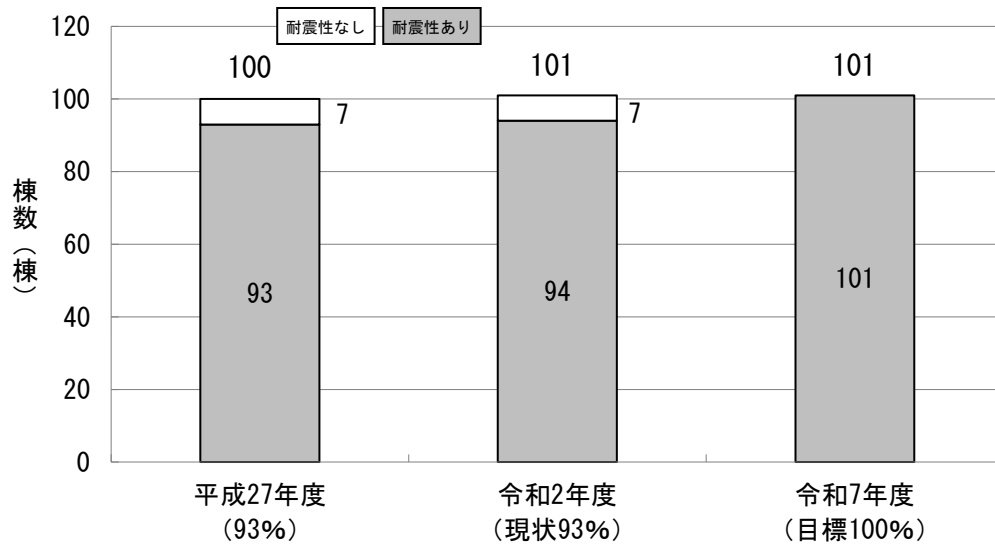


令和7(2025)年度における、多数の者が利用する建築物の総棟数は約75棟で、耐震性を有する棟数は、建替え等によって耐震化が進み、約69棟になると推計されます。

多数の者が利用する建築物の耐震化率＝

$$(\text{耐震性を有する多数の者が利用する建築物の棟数}) \div (\text{多数の者が利用する建築物の総棟数})$$

3. 防災上重要な町有建築物の現状及び目標



すべての防災上重要な町有建築物の耐震化に取り組みます。

第3章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1. 基本的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、町はこうした所有者等の取り組みを支援するため、国や県からの助言や情報提供、負担軽減のため国庫補助事業（住宅・建築物耐震改修等事業）等を活用しながら、施策を講じていきます。

ア 町民（建築物の所有者）の役割

自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

イ 町の役割

町民に最も身近な行政主体として、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。

建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。

町有建築物が防災対策上重要な位置付けになることから、町有建築物の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要となり、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

2. 住宅の耐震化の促進

(1) 安心して相談できる環境の整備

ア 相談窓口の整備

栃木県宇都宮土木事務所建築指導担当、(社)栃木県建築士会及び(社)栃木県建築士事務所協会に耐震診断・耐震改修に関する相談窓口が設置済みであることから、上記相談窓口を紹介します。

リフォームに関しても、リフォームに併せた耐震改修の重要性を説明し、上記相談窓口を紹介し意識啓発に努めます。

本町においても積極的に建築物の耐震化促進に取り組むため、都市整備課に相談窓口を設置し、住民からの相談に応じます。

(2) 普及・啓発

ア 啓発資料・ホームページを活用した普及啓発

木造住宅の耐震化や地震時に命を守るための対策、助成制度等を周知するリーフレットを、都市整備課の相談窓口において配布し、普及啓発に努めます。

町のホームページに「木造住宅耐震対策」のページを引き続き設置して、耐震診断及び耐震改修に関する助成制度や税制待遇の情報、講習会の開催案内等の耐震化に関する情報提供を図ります。

また、建築物の耐震化に係る各種情報へのリンクを可能にするなど、簡単に当該ホームページを閲覧できる仕組みづくりを検討します。

イ 旧耐震基準^{※9}で建てられた住宅の所有者等に対する直接的な働きかけ

県や耐震アドバイザーと連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、ダイレクトメールの送付等による直接的な働きかけを実施します。実施に当たっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集している地区や、本町において耐震化を図るべきとしている地区、通学路の周辺等を優先とするなど、効率的な手法で実施します。

また、耐震化を実施する努力義務について助言するとともに、助成制度の周知や、改修や建替えだけでなく、減災化や除却といった手法についても情報提供し、所有者が円滑に耐震化・減災化を実施できるよう、効果的な方法で実施します。

ウ 出前講座の実施

地震に対して備えることの重要性を伝えるため、県と連携しながら「地震に強い住まいづくり」をテーマとする、出前講座を実施します。

エ 高根沢町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化をより一層促進するため、「高根沢町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みや目標等を位置付け、その進捗状況について、把握・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、充実・改善を図ります。

※9 建築基準法の新耐震基準が導入される以前(昭和56年5月までに着工)の基準

(3) 民有建築物に対する支援

ア 耐震診断、補強計画策定及び耐震改修等に対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、補強計画、耐震改修及び耐震建替え等に対して、市民が利用しやすい制度とするために国及び県と連携して助成^{※10}を行います。

イ 税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除「住宅に係る耐震改修促進税制」の手続きを円滑に活用できるよう情報提供を行います。

(4) その他の施策

ア リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人 リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>) の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

イ 各種認定制度の活用

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等を周知し、活用を図ります。



※10 各事業における補助の対象住宅、対象者、額等は要件等を確認のこと

3. 建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

(1) 多数の者が利用する建築物等の耐震化

多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震診断の必要性を周知するとともに、必要に応じて、耐震改修に関する指導及び助言を行います。

(2) 避難路沿道建築物の耐震化

高根沢町地域防災計画では、県指定の緊急輸送道路の状況を踏まえ、防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも特に重要な路線の通行を確保することが必要なことから、地震発生時に閉塞を防ぐべき路線（耐震改修促進法第6条第3項第2号）を以下のとおり指定します。

地震発生時に閉塞を防ぐべき路線として指定する道路

区分	指定道路	説明
第1次緊急輸送道路 ^{※11}	国道4号 (宝積寺－上阿久津) 国道408号 (宝積寺石神地内)	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路 ^{※11}	県道10号線 (宝積寺－飯室) 県道101号線 (宝積寺－石末)	・ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路 ^{※11}	県道61号線 (柏崎地内)	・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

地震発生時に閉塞を防ぐべき路線沿道の既存耐震不適格建築物で一定の高さ以上の住宅・建築物^{※12}の所有者等に対し、耐震化の必要性を周知します。

※11 緊急輸送道路の路線図については、資料編（資料4）参照

※12 一定の高さ以上の住宅・建築物については、資料編（資料5）参照

4. 地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。このため、以下の対策を行います。

(1) 外壁、窓ガラス等の落下防止対策

外壁、窓ガラス等の脱落、家具の倒壊により、利用者や周囲の歩行者へ被害がおよぶ可能性があり、平成 30（2018）年 6 月に発生した大阪府北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きとなった歩行者が死亡する事故が発生しています。

このため、本町においても、県と連携して、外壁の落下やブロック塀等の倒壊の危険性を所有者等に対し周知するとともに、防止対策を促進するための施策を検討します。

(2) 天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したことから、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、今後は、県と連携して、新しい基準や脱落の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(3) エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、今後は、県と連携して、新しい基準や脱落等の危険性を所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

(4) 住宅・建築物の点検と住まいの減災化^{※13}

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するように努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について、周知します。

また、住宅については、地震時に命を守る方策として、耐震シェルターの設置等、住まいの減災化の普及・促進を図ります。

※13 地震時の家屋の倒壊から居住者の身体を守るため、耐震シェルターなどの装置を設置することや、部分的に耐震改修を実施して、住宅の脆性的な倒壊を抑制すること

第4章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本町は、国及び県と連携して、耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

また、効果的かつ着実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担のもと、耐震化に取り組むこととします。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修の実施に努めます。

(2) 本町の役割

住宅・建築物の所有者が耐震化を図れるよう、基礎自治体として、県との連携を図りながら、旧耐震基準の住宅・建築物が密集している地域に対し、優先的にローラー作戦を実施するなど、地域の実情に配慮した効果的な施策を講じることに努めます。

2. 計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するために、耐震化の進捗状況を把握し、課題に的確に対応する必要があります。

このため、耐震化の進捗状況や施策の実施状況について、一定期間ごとに検証し、必要に応じて計画を見直すなど、フォローアップを行います。

3. 法に基づく指導・助言等

耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物の所有者・管理者は、耐震化の実施に努める義務があります。それに対して本町では、適切な耐震診断及び耐震改修等の実施について、必要な指導及び助言を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。

4. その他関連施策の推進について

住宅・建築物の耐震化や、災害時の防災拠点及び避難場所となる公共施設等の耐震化を促進するために、本町は、国の基本方針及び県計画に基づき、住宅・建築物の耐震化の現状や地域特性等を踏まえて、耐震改修促進計画の見直しに努めることとします。